

栃木県市町村職員共済組合の事務所移転に係る引越業務委託の入札について

栃木県市町村職員共済組合の事務所移転に係る引越業務を委託することに伴い、下記のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年3月18日

栃木県市町村職員共済組合
理事長 星野光利

記

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名

栃木県市町村職員共済組合の事務所移転に係る引越業務

(2) 委託業務内容

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年5月3日から令和8年5月5日まで

(4) 履行場所

ア 搬出場所

栃木県宇都宮市大通り二丁目3番1号 井門宇都宮ビル3階

イ 搬入場所

栃木県宇都宮市昭和一丁目2番16号 栃木県自治会館1階及び3階

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類：その他サービス 小分類：運送

(3) 栃木県又は栃木県内の市町において指名停止期間中である者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（当該更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている場合であっても、更生計画の認可が決定されたとき又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 同一人が代表者（代理人を含む。）となっている法人等が、本件入札に同時に参加していないこと。

(7) 本業務の履行能力があること。

(8) その他組合が不相当と認めた者でないこと。

3 入札の手續等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称

〒320-0811

栃木県宇都宮市大通り二丁目3番1号 栃木県市町村職員共済組合総務課庶務係

電話 028-615-7804

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和8年3月18日(水)から令和8年3月27日(金)までの日(土日祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで (1)の場所、郵送又はメールにより交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限及び提出場所

令和8年3月31日(火)午後2時 (1)の場所に郵送又は持参で必着のこと。

イ 開札の日時及び場所

令和8年3月31日(火)午後2時30分 栃木県市町村職員共済組合会議室

(4) 入札方法

当組合が交付した「入札書」の郵送又は持参による提出

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他 詳細は、入札説明書による。